

遠野市自家水道施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市自家水道施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の水道施設が未整備であって、今後も当該施設の整備が困難である区域（以下「整備対象区域」という。）に居住する者が行う自家水道施設の整備又は改良若しくは新設（以下「整備等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道施設 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に掲げる水道施設をいう。
- (2) 自家水道施設 水道法の規定の適用を受けない水道施設のうち個人又は共同で設置した一般家庭用のものをいう。
- (3) 取水施設 井戸施設、ポンプ設備施設、流水取水施設又は湧水取水施設による取水口をいう。
- (4) 浄水施設 浄水装置及び消毒装置をいう。
- (5) 配水池施設 浄水を一定以上に連続して供給する配水池及び貯留槽施設をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、整備対象区域内において既に個人で設置し、又は共同で設置されている自家水道施設で、整備等を要するもの（以下「補助対象施設」という。）とする。

2 飲料水その他生活用水の水量及び水質が確保されている施設及び事業者が設置した水道施設は、補助対象施設から除くものとする。

(補助対象施設の要件)

第4条 補助対象施設は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 取水施設 日本工業規格（以下「JIS」という。）及び日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）の検査合格品を主要資材に用い、良質の原水を必要量取り入れることができ、かつ、原水の水質に変動を与えない材料を用いて整備等を行うこと。
- (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じ、必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過装置及び消毒施設を備え、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 沈殿地にあつては、JIS及びJWWAの検査合格品を主要資材に用い、越流装置及び泥吐装置を設けること。

イ ろ過装置にあつては、J I S及びJ WWAの検査合格品を主要資材に用い、原水の水質を確保すること。

ウ 消毒施設にあつては、J I S及びJ WWAの検査合格品を主要資材に用い、残留塩素の濃度測定を行うことができること。

(3) 配水池施設 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するために必要な配水池及び貯留槽を有すること。この場合において、配水池及び貯留槽の有効容量は、1日の最大使用水量の2分の1を標準とする。

2 整備等を実施しようとするときは事前に当該補助対象施設の水質検査を行い、整備等が完了したときは水質検査及び安全性の確認を行うものとする。

3 前項の安全性の確認に当たっては、補助対象施設の主要資材以外の資材がJ I S及びJ WWAの検査合格品であるか否か並びにJ I S及びJ WWAの規格に沿った薬品等を使用しているか否かについて確認を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象施設の整備、改良等に要する経費の2分の1以内とし、1補助対象施設当たり50万円を限度額とする。

(申請の取下期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(施設の維持管理)

第7条 補助対象施設の設置者は、当該補助対象施設の整備、改良等が行われたときは、当該施設を適正に維持管理し、水質の確保及び施設の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 遠野市自家水道施設整備事業補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 施設整備場所の配置図（取水から宅内施設までを明示したもの） 5 自家水道施設整備事業に要する経費の見積書の写し 6 施設整備図面及び仕様書の写し 7 その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査（対象となる水）の写し ・ 工事請負契約書 ・ 土地所有者の承諾書 ・ 道路占用許可証（写し） 	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第2号及び第3号の規定による書類	1 自家水道施設整備事業変更（中止、廃止）承認申請書 2 事業変更計画書 3 変更収支予算書 4 変更自家水道施設整備事業に要する経費の見積書の写し 5 変更施設整備図面及び仕様書の写し	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から10日以内又は2月末日のいずれかの早い日
規則第13条第1項の規定による書類	1 遠野市自家水道施設整備事業補助金交付請求書 2 事業実績書 3 収支精算書 4 工事写真 5 その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出来高明細書（請求書）の写し ・ 管理計画、検査書等の写し ・ 完成図書及び仕様書の写し ・ 施設基準に適合する証明等の写し ・ 水質検査（浄水）の写し 	第5号 第2号 第3号	2部 2部 2部 2部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。

様式第1号（別表関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

遠野市自家水道施設整備事業補助金交付申請書

年度において、遠野市自家水道施設整備事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（別表関係）

事業（変更）計画（実績）書

1 整備場所	
2 施設整備の概要	
3 事業費	円
4 施設整備の理由	
8 着手（予定）年月日	年 月 日
9 完了（予定）年月日	年 月 日

様式第3号（別表関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額)	(精算額)	備 考
市補助金	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額)	(精算額)	備 考
事 業 費	円	円	
合 計	円	円	

様式第4号（別表関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所

氏 名

⑨

遠野市自家水道施設整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市自家水道施設整備事業の実施について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野市補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

変更（中止、廃止）の理由

様式第5号（別表関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所

氏 名

⑨

遠野市自家水道施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市自家水道施設整備事業が完了したので、遠野市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

金融機関名	
口座名義人	
口座種別	
口座番号	